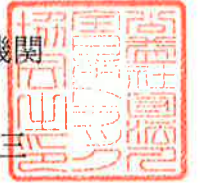


全ト協発第604号 (適)
平成27年3月18日

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿
都道府県トラック協会長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 全日本トラック協会
会長 星野良三



「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化
について」の具体的推進事項について」の一部改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、適正化事業の推進につきまして、ご指導、ご鞭撻を賜り厚く御礼申
申し上げます。

さて、地方適正化事業は、運輸支局等と連携してその推進を図っております
が、今般、新規許可事業者に対する巡回指導の強化が図られることとなり、別
添のとおり「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び
連携の強化について」の具体的推進事項について」(平成15年2月14日付
国自貨第100号)の一部改正が発出されました。

つきましては、貴協会並びに地方実施機関におかれましても、本通達の趣旨
をご理解頂くとともに、当該運輸支局等との連携を密にして、円滑な適正化事
業推進が図られるようご配慮方宜しくお願い申し上げます。

敬具

【添付資料】

「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強に
ついて」の具体的推進事項について」の一部改正について
(平成27年3月11日付 国自貨第87号の2)





国自貨第87号の2
平成27年3月11日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 全日本トラック協会
会長 星野 良三 殿

国土交通省自動車局貨物課長
萩川 直



「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について」の一部改正について

今般、「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について」（平成15年2月14日付け国自貨第100号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとし、別添のとおり、各地方運輸局等に対して通知したので、貴機関におかれましても、貨物自動車運送適正化事業の実施に当たり、地方運輸局等とも連携の上、適切に対応されますよう、よろしくお取り計らい願います。

【別添】

国自貨第87号

平成27年3月11日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿 運輸局自動車監査指導部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局貨物課長

「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について」の一部改正について

今般、「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について」（平成15年2月14日付け国自貨第100号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関あて別添のとおり通知したので申し添える。

「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: right;">国自貨第 100号 平成15年 2月14日 一部改正 平成26年 1月 8日 <u>一部改正 平成27年 3月11日</u></p> <p>各 地方 運輸 局 自動車 交通 部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局貨物課長</p> <p>「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: right;">国自貨第 100号 平成15年 2月14日 一部改正 平成26年 1月 8日</p> <p>各 地方 運輸 局 自動車 交通 部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局貨物課長</p> <p>「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について</p> <p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 地方実施機関に対する指導監督について</p> <p>地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）及び運輸支局（運輸監理部を含む。以下、「地方運輸局及び運輸支局」を「地方運輸局等」という。）は、地方実施機関に対し以下の事項について、指導、監督を行うこと。</p> <p>(1) 地方実施機関評議委員会について</p> <p>① 評議、提言事項</p> <p>新局長通達により、地方実施機関として指定されている法人（以下「指定法人」という。）に設置することとされた地方実施機関評議委員会（以下「地方評議委員会」という。）は、地方実施機関の適正化指導の目標件数、指導項目の重点化、啓発・広報活動及び苦情処理等の事業活動状況について、評議、提言を行うこと。</p> <p>② 評議結果、提言の報告</p> <p>指定法人の長は、地方運輸局等及び全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「全国実施機関」という。）に対し、地方評議委員会の評議結果、提言につい</p>	<p>1 地方実施機関に対する指導監督について</p> <p>地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）及び運輸支局（運輸監理部を含む。以下、「地方運輸局及び運輸支局」を「地方運輸局等」という。）は、地方実施機関に対し以下の事項について、指導、監督を行うこと。</p> <p>(1) 地方実施機関評議委員会について</p> <p>① 評議、提言事項</p> <p>新局長通達により、地方実施機関として指定されている法人（以下「指定法人」という。）に設置することとされた地方実施機関評議委員会（以下「地方評議委員会」という。）は、地方実施機関の適正化指導の目標件数、指導項目の重点化、啓発・広報活動及び苦情処理等の事業活動状況について、評議、提言を行うこと。</p> <p>② 評議結果、提言の報告</p> <p>指定法人の長は、地方運輸局等及び全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「全国実施機関」という。）に対し、地方評議委員会の評議結果、提言につい</p>

て報告すること。

(2) 組織・運営区分の明確化について

適正化事業に係る定款・規程の整備のほか、以下の措置を講じて、組織・運営区分の明確化に努めること。

- ① 地方適正化実施本部が、指定法人の他部門と事務室を共同使用している場合には、間仕切り、表示等によりその区分を明確にすること。
- ② 指定法人の事務室を移転、増改築等する場合には、可能な限り、地方適正化実施本部の事務室について当該指定法人の他の部門からの分離を図ること。

(3) 適正化事業指導業務の公正・着実な実施について

以下の事項を徹底し、適正化事業指導業務の公正・着実な実施を図ること。

① 巡回指導対象事業者の選定方法

巡回指導対象事業者を選定するに当たっては、地方運輸局等の監査方針等との連携を十分に図るほか、個々の事業者に対する適正化のための指導の必要性を勘案し、優先度に応じた指導内容及び頻度とすること。

この場合、次の各項目のいずれかに該当する事業者については、安全規範等の遵守指導を早期に行う必要性が高いと考えられることから、他の事業者に優先して実施すること。

ア 運輸開始後1ヶ月以降3ヶ月以内の事業者

イ 地方運輸局等の監査等により改善指導を受け、一定の改善を行ったことの報告がなされた事業者であって、地方運輸局等において地方実施機関による改善状況の確認が必要と認める事業者

ウ 地方実施機関の巡回指導の結果、悪質な違反の改善を指導した事業者及び事業者評価が悪い又は大変悪いとされた事業者（地方運輸局等による監査等を行う場合を除く。）でその後の改善が確認できない事業者

エ その他、所在不明、利用者等からの苦情があるなど、地方運輸局等において地方実施機関による指導が必要と認める事業者

② 巡回指導における事業者評価

適正化事業指導員（以下「指導員」という。）の行う事業者評価が、明確な基準に基づき、均一化された判断により厳正・公平になされるよう徹底を図ること。

また、全国実施機関が取組む安全性評価事業に際して、地方実施機関による巡回指導時の評価項目が当該事業における評価項目の一つとされることから、調査事項の確認状況や評価の判断理由を記録しておくなど、巡回指導時の事業者評価結果について説明に応じられる措置を講じておくこと。

③ 適正化事業指導業務の厳正・公平な実施

適正化事業指導業務が厳正・公平に行われることによって、貨物自動車運送事業者による事業の適正化が実現されることについて、指導員自身の理解をさらに深めること等、適宜適切な指導を行い、巡回指導等における改善指導等の厳正な実施を図ること。

(4) 要員の確保について

適正化事業指導業務、苦情処理及び安全性評価事業等の実施などに対応可能な要

て報告すること。

(2) 組織・運営区分の明確化について

適正化事業に係る定款・規程の整備のほか、以下の措置を講じて、組織・運営区分の明確化に努めること。

- ① 地方適正化実施本部が、指定法人の他部門と事務室を共同使用している場合には、間仕切り、表示等によりその区分を明確にすること。
- ② 指定法人の事務室を移転、増改築等する場合には、可能な限り、地方適正化実施本部の事務室について当該指定法人の他の部門からの分離を図ること。

(3) 適正化事業指導業務の公正・着実な実施について

以下の事項を徹底し、適正化事業指導業務の公正・着実な実施を図ること。

① 巡回指導対象事業者の選定方法

巡回指導対象事業者を選定するに当たっては、地方運輸局等の監査方針等との連携を十分に図るほか、個々の事業者に対する適正化のための指導の必要性を勘案し、優先度に応じた指導内容及び頻度とすること。

この場合、次の各項目のいずれかに該当する事業者については、安全規範等の遵守指導を早期に行う必要性が高いと考えられることから、他の事業者に優先して実施すること。

ア 運輸開始後6ヶ月以内の事業者

イ 地方運輸局等の監査等により改善指導を受け、一定の改善を行ったことの報告がなされた事業者であって、地方運輸局等において地方実施機関による改善状況の確認が必要と認める事業者

ウ 地方実施機関の巡回指導の結果、悪質な違反の改善を指導した事業者及び事業者評価が悪い又は大変悪いとされた事業者（地方運輸局等による監査等を行う場合を除く。）でその後の改善が確認できない事業者

エ その他、所在不明、利用者等からの苦情があるなど、地方運輸局等において地方実施機関による指導が必要と認める事業者

② 巡回指導における事業者評価

適正化事業指導員（以下「指導員」という。）の行う事業者評価が、明確な基準に基づき、均一化された判断により厳正・公平になされるよう徹底を図ること。

また、全国実施機関が取組む安全性評価事業に際して、地方実施機関による巡回指導時の評価項目が当該事業における評価項目の一つとされることから、調査事項の確認状況や評価の判断理由を記録しておくなど、巡回指導時の事業者評価結果について説明に応じられる措置を講じておくこと。

③ 適正化事業指導業務の厳正・公平な実施

適正化事業指導業務が厳正・公平に行われることによって、貨物自動車運送事業者による事業の適正化が実現されることについて、指導員自身の理解をさらに深めること等、適宜適切な指導を行い、巡回指導等における改善指導等の厳正な実施を図ること。

(4) 要員の確保について

適正化事業指導業務、苦情処理及び安全性評価事業等の実施などに対応可能な要

員を確保するとともに、能力ある人材の選任、育成を図り、目標達成のための効率的な運用を行うこと。

2 地方実施機関との連携強化について

地方実施機関との連携強化に当たっては、以下の事項について推進を図り、監査・行政処分等の施策と相まって、貨物自動車運送事業の適正化の効果が最大限発揮されるように配慮すること。

(1) 地方適正化事業への支援

地方適正化事業が円滑に実施されるよう、以下の事項に配慮すること。

- ① 地方運輸局等の監査の結果、改善報告を求める事業者に対しては、予め警告書等において「改善報告後、地方実施機関による指導等がある。」旨を通告しておくこと。また、事業者からの改善報告を待って、必要に応じ、地方実施機関に対し指摘事項の改善状況の確認を要請し、その結果の報告を求めること。
- ② 地方実施機関の巡回指導に際し、地方運輸局等において協力依頼文書を発出する場合は、地方実施機関の権限強化等に伴い、巡回指導の法的位置付け等を明確にした内容とすること。(別添「協力依頼文書の例」参照)

(2) 報告連絡体制の構築

連携の効果的な推進を図るため、以下の事項に配慮し、報告連絡体制を構築すること。

- ① **地方適正化事業の推進状況(巡回指導結果や指導事項の改善状況等)等の情報については、定期的な報告を求め実態把握に努めること。**
- ② 巡回拒否、その他違法性の著しい事業者等、地方運輸局等において迅速に対応する必要があるものについては、**速報**を求めること。
- ③ 利用者等からの苦情が多い事業者については、相互の情報交換を密にし、適切に対応すること。
- ④ **運輸開始届出が行われた事業者については、許可条件の遵守状況報告書及び運輸開始届の写し、事業計画(営業所、車庫、休憩睡眠施設の位置及び収容能力、配置車両数)等、新規事業者に対する巡回指導で必要とする情報を、運輸開始届出書の提出の都度1ヶ月以内に、または、月ごとに取りまとめて翌月10日までに、地方実施機関へ情報提供を行うこと。**
- ⑤ **その他、地方適正化事業が適正かつ円滑に実施され、当該事業の目的が達成されるよう、地方実施機関に対する適時適切な情報提供を行うこと。**
- ⑥ **地方実施機関へ提供する情報については、地方適正化事業を行うために使用されるよう適切な管理について指導すること。**

附則 (平成27年3月11日 国自貨第87号 一部改正)

1 (3) ①ア及び2 (2) ④の規定は、平成27年6月1日以降に申請され、許可を受けた事業者について適用するものとする。

員を確保するとともに、能力ある人材の選任、育成を図り、目標達成のための効率的な運用を行うこと。

2 地方実施機関との連携強化について

地方実施機関との連携強化に当たっては、以下の事項について推進を図り、監査・行政処分等の施策と相まって、貨物自動車運送事業の適正化の効果が最大限発揮されるように配慮すること。

(1) 地方適正化事業への支援

地方適正化事業が円滑に実施されるよう、以下の事項に配慮すること。

- ① 地方運輸局等の監査の結果、改善報告を求める事業者に対しては、予め警告書等において「改善報告後、地方実施機関による指導等がある。」旨を通告しておくこと。また、事業者からの改善報告を待って、必要に応じ、地方実施機関に対し指摘事項の改善状況の確認を要請し、その結果の報告を求めること。
- ② 地方実施機関の巡回指導に際し、地方運輸局等において協力依頼文書を発出する場合は、地方実施機関の権限強化等に伴い、巡回指導の法的位置付け等を明確にした内容とすること。(別添「協力依頼文書の例」参照)

(2) 報告連絡体制の構築

連携の効果的な推進を図るため、以下の事項に配慮し、報告連絡体制を構築すること。

- ① **適正化事業の推進状況(巡回指導結果や指導事項の改善状況等)等の情報については、定期的な報告を求め実態把握に努めること。**
- ② 巡回拒否、その他違法性の著しい事業者等、地方運輸局等において迅速に対応する必要があるものについては、**即報**を求めること。
- ③ 利用者等からの苦情が多い事業者については、相互の情報交換を密にし、適切に対応すること。
- ④ **地方適正化事業が適正かつ円滑に実施され、当該事業の目的が達成されるよう、地方実施機関に対する適時適切な情報提供を行うこと。**

別添 (略)

別添 (略)